

大阪市北区役所と株式会社ドン・キホーテとの連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社ドン・キホーテ（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の以下店舗が緊密な連携を図り、北区における社会福祉の向上と子どもの健全育成を図ることを目的とする。

乙店舗： ドン・キホーテ梅田本店

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1）社会福祉の向上に関すること
- （2）子どもの健全育成に関すること
- （3）その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月18日

（甲）

大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区長 前田 昌則

（乙）

東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 吉田 直樹